

# 形質変更時要届出区域に指定した旧窯業技術センターにおける詳細調査及び汚染の除去について

本土地（愛媛県伊予郡砥部町五本松 2-1：図 1）は、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施した結果、本土地の約 165 m<sup>2</sup>において、土壤汚染があることが判明し、令和元（2019）年 12 月 20 日、形質変更時要届出区域に指定した。

本土地は、窯業技術センターの建替えのため砥部町と交換する計画となっていることから、形質変更時要届出区域の解除を目的として、詳細調査と汚染土壤の掘削除去を実施した。

## 1 実施時期

令和 2（2020）年 7 月 17 日～同年 12 月 7 日

## 2 措置の方法と結果の概要

### (1) 詳細調査

#### ① 汚染の深さの把握

土壤汚染状況調査の結果、鉛及びふっ素による土壤汚染を確認され、形質変更時要届出区域に指定されている（図 2）。

基準超過が確認されている 2 区画において、ボーリングを行い、表層（0～50cm）及び表土を基準として 1m ごとに試料採取し土壤分析を行った結果、いずれも表層において基準を超過しているが、採取深さ 1.0m、2.0m において土壤溶出量及び土壤含有量の基準を満たしていることから、基準不適合土壤の範囲は深さ 1.0m までと確認された。なお、ボーリングにより確認した地下水位はいずれも深さ 2m 程度で、汚染土壤は帯水層に接していない。

#### ② 地下水汚染の確認

本土地において、土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていないか確認するため、地下水流向下流側に観測井戸を設置し、鉛、ふっ素の地下水調査を行った結果、いずれも地下水基準を満たしており、地下水汚染が生じていないことが確認された。（図 3、4）

### (2) 汚染の除去

土壤汚染がある 2 区画について、基準不適合土壤の存在範囲である深さ 1 m までの汚染土壤を掘削し、汚染土壤は汚染土壤処理業者へ適正に搬出・処分した。（図 5）

また、掘削後の埋戻しは、特定有害物質 26 項目の土壤分析を行い、基準を満たしていることを確認した土壤を用いて実施した。

本対策工事の実施にあたっては、法第 12 条第 1 項による土地の形質の変更届出書及び法第 16 条第 1 項による区域外搬出届出書を提出している。

### (3) 効果の確認

詳細調査の結果、現に地下水汚染が生じていないことが確認されており、汚染の除去後、地下水の汚染状態を 1 回確認したところ、鉛、ふっ素とも地下水基準を満たしていた。

## 3 区域の指定に係る事由について

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準を超過している土壤は、掘削除去を実施し、土壤基準を満たす土壤により埋め戻されていること、地下水基準を満たしていることから、区域内の土壤の汚染はないことを確認できる。

このため、形質変更時要届出区域の指定の事由がなくなったと認められる。

## 4 本土地の今後の運用方針

区域の指定が解除された後、砥部町所有地と交換し、砥部町により管理される予定である。



(国土地理院地図)

図1 旧窯業技術センター位置図

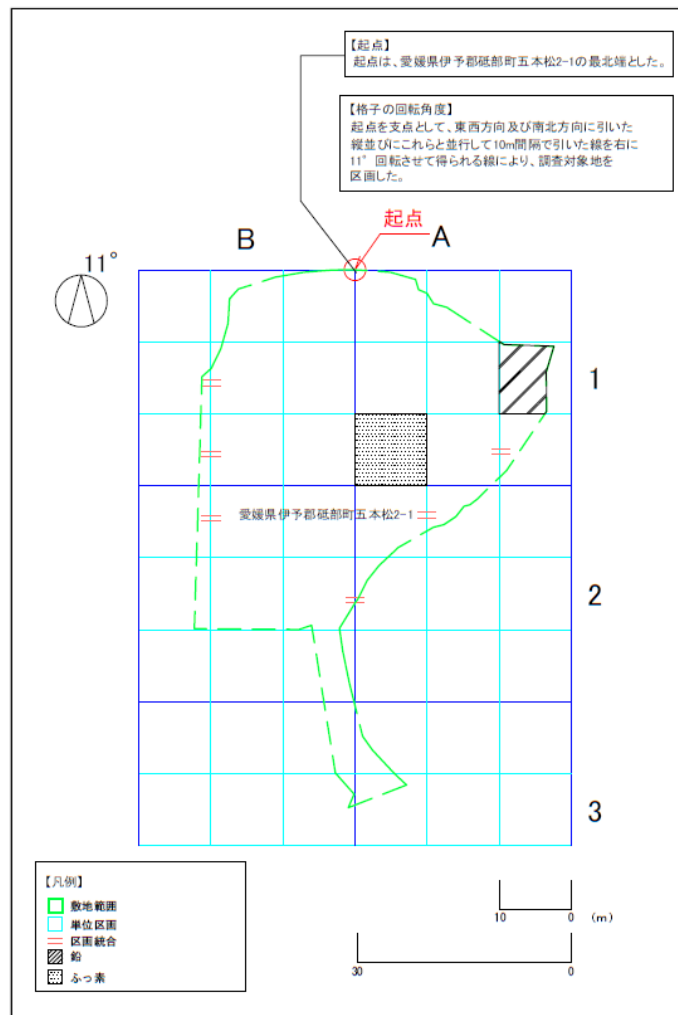


図2 形質変更時要届出区域



図4 詳細調査地点及び観測井戸

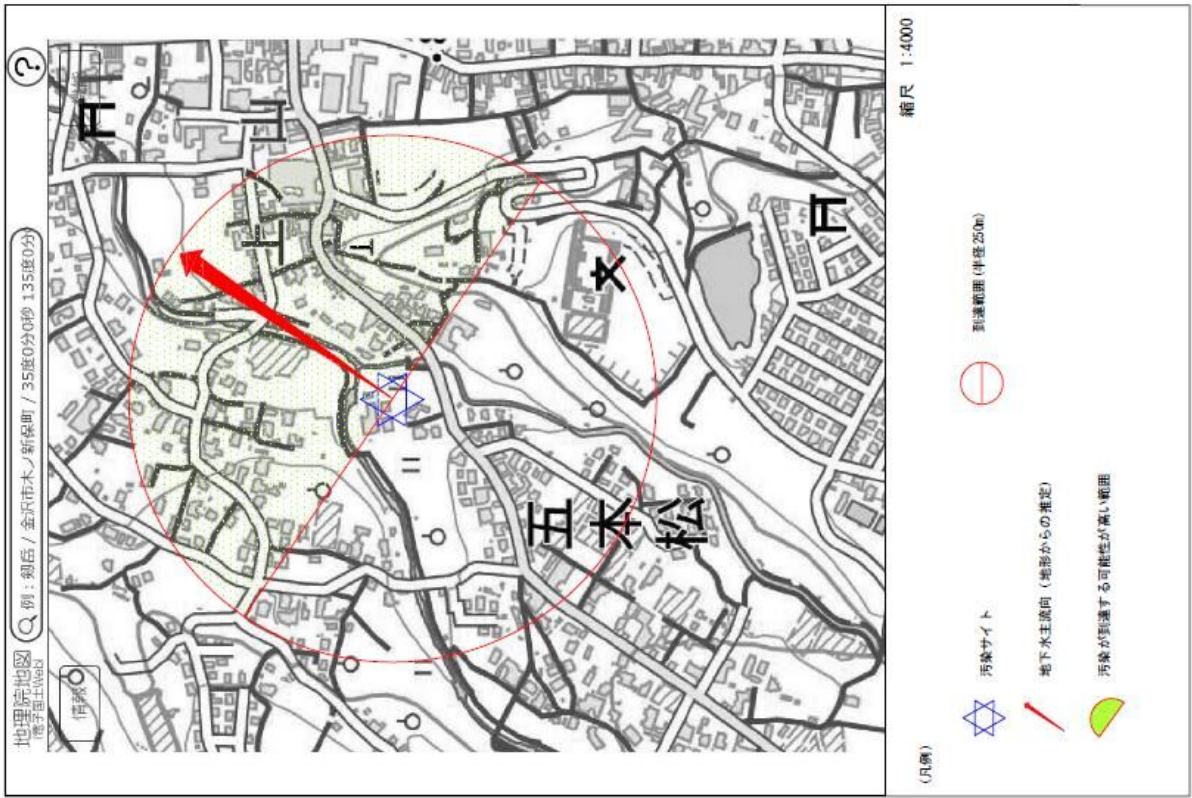


図3 地下水流向

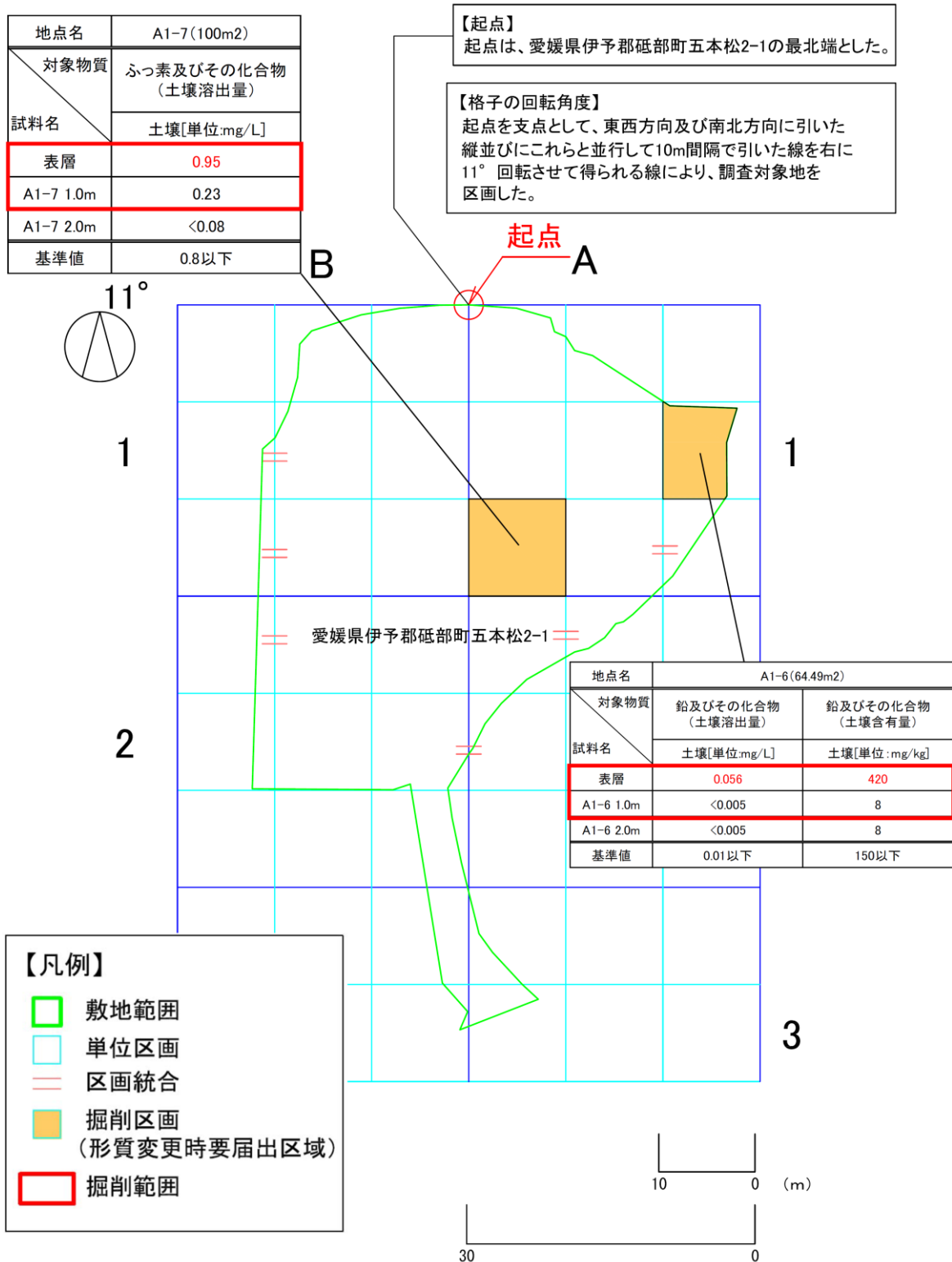


図5 汚染の除去位置図